

相模原市有料広告掲出に関する指針

1 趣旨

この指針は、別に定めるものを除くほか、相模原市が自主財源の確保を目的に行う有料での広告(以下「広告」という。)の掲出に関し、必要な事項を定める。

2 広告掲出の対象

相模原市が管理するもののうち、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲出に努めるものとする。ただし、市長が広告の掲出を適当でないと認めるものは、この限りでない。

3 広告の範囲

掲出ができる広告は、市民生活に関連したものとする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 当該広告媒体の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人、団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) その他、掲出を行う広告として適当でないと市長が認めるもの

4 広告の規格等

広告の規格、数量、位置等は、当該広告媒体を主管する部長(以下「主管部長」という。)が定めるものとする。

5 広告掲出料

広告掲出料は、原則として、類似した広告の掲出等に係る市場価格等を勘案し、決定するものとする。

6 広告の募集

掲出する広告は、次の各号に掲げる方法で募集するものとする。

- (1) 広告取扱い業者による募集
- (2) 広報さがみはら、相模原市のホームページ等による広告主の公募
- (3) その他市長が必要と認める方法

7 広告主の決定

広告主は、次の各号に掲げる方法により決定するものとする。

- (1) 広告取扱い業者による場合にあつては、当該広告取扱い業者が本市との契約に基づき選定し、当該広告媒体を主管する課等の長(以下「主管課長」という。)が決定するものとする。
- (2) 公募による場合であつて広告の掲出を希望する者の数が当該広告媒体の広告掲出予定枠を超えたときは、原則として、抽選により掲出者を決定するものとする。

8 広告案の提出

主管課長は、広告取扱い業者又は決定した掲出者(以下「広告掲出者」という。)に、期日を定め、広告案を提出させるものとする。

9 広告審査会の設置

広告案の審査、その他広告の掲出に関する事項の協議等を行うため、広告審査会を設置する。

10 広告審査会の組織等

広告審査会の組織等は、次のとおりとする。

- (1) 広告審査会は、次の者をもって組織する。

座 長	アセットマネジメント推進課長
副座長	政策課長
委 員	財政課長
委 員	広報課長
委 員	コンプライアンス推進課長
委 員	人権・男女共同参画課長
委 員	消費生活総合センター所長
委 員	建築政策課長

- (2) 広告審査会の会議は、主管課長からの要請等により座長が招集する。

- (3) 広告審査会の事務局は、アセットマネジメント推進課に置く。

11 広告掲出料の納付

広告掲出者は、広告の掲出が決定した後、市長の指定する期日までに広告掲出料を一括で納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

1 2 広告掲出の取消し

市長は、広告掲出者が市長の指定する期日までに完全版下原稿等を提出しなかったとき又は広告掲出料を納付しなかったときは、広告の掲出の決定を取り消すことができる。

1 3 広告掲出料の還付

広告の掲出が決定した後、広告掲出者の責に帰さない理由により、広告が掲出できなかったときは、広告掲出料を還付する。

1 4 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項は主管部長が別に定める。

附 則

この指針は、平成16年4月21日より施行する。

この指針は、平成19年4月1日より施行する。

この指針は、平成22年4月1日より施行する。

この指針は、平成28年4月1日より施行する。

この指針は、平成29年4月1日より施行する。

この指針は、平成30年4月2日より施行する。

この指針は、令和2年4月1日より施行する。

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

この指針は、令和5年4月1日より施行する。

この指針は、令和7年4月1日より施行する。